



静岡労働局で働き方改革等説明会を実施しました
働き方改革に関して更なる取組を実施していきます
「魅力ある職場づくり」に向けての好事例集」を作成しました
島田信用金庫とハローワークの連携した取組を実施しています！
静岡県の外国人雇用届出状況（平成29年10月末現在）を公表しました
サブロク協定をご存じですか？
平成30年度 労働基準監督官の募集について
平成29年度 労働行政功労者を表彰いたしました
平成30年度以降のキャリアアップ助成金について
静岡県有効求人倍率（平成29年12月内容）

## 静岡労働局で働き方改革等説明会を実施しました

雇用環境・均等室  
054-252-5310

静岡労働局では平成30年1月12日～17日に静岡県内の3会場で、**初の参加1,100社を超える大規模な働き方改革等説明会を実施**しました。

説明会では労働局から働き方改革について説明を行なうとともに、金融機関との連携により収集した県内企業の好事例について紹介を行いました。

また、静岡職業能力開発促進センター（ポリテクセンター静岡）から生産性の向上についての説明を行うとともに、経済産業省関東経済産業局より所管の予算等について説明を行うなど、**他機関所管の働き方改革に関する取組についても紹介**を行いました。



1月12日 静岡会場（458社）



1月15日 浜松会場（425社）



1月17日 沼津会場（228社）

## 働き方改革に関して更なる取組を実施していきます

雇用環境・均等室  
054-252-5310



働き方改革に係る県内企業の周知に向けた第2フェーズとして、中小企業、小規模企業者が1社でも多くその趣旨、必要性及び各種支援策について理解が進むように、労働基準監督署及び公共職業安定所が連携し、管内事業所に対するきめ細やかな説明会を予定しています。

説明会の日程及び会場等の詳細については静岡労働局ホームページに、適宜新着情報として掲載していきます。

## 「魅力ある職場づくり」に向けての好事例集」を作成しました

雇用環境・均等室  
054-252-5310

**株式会社静岡銀行及び県内各信用金庫等からの情報提供により「魅力ある職場づくり」に取り組む10企業の好事例を紹介**



静岡労働局では、働き方改革の一層の推進を図るため、連携協定を締結した静岡銀行及び県内各信用金庫等を通じて、県内企業を中心に働き方改革にかかる好事例を収集し、働き方改革を推進する取組のヒントとして活用いただけるよう「魅力ある職場づくり」に向けての好事例集」を発行することとしました。

引き続きさらなる好事例を収集し、県内の各企業・各労働者が、より効率的な働き方ができるよう情報発信に努めて参ります。

「魅力ある職場づくり」に向けての好事例集

※ 静岡労働局ホームページに電子データを掲載していますのでご利用ください。

※ 冊子版は2月下旬以降、県下の労働基準監督署及びハローワークにおいて入手することができます。

静岡労働局において、平成28年12月に「県内の産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより県内の労働者の働き方改革を推進すること」を目的として、一般社団法人静岡県信用金庫協会と「働き方改革についての包括連携協定」を締結し連携して業務を進めているところですが、厚生労働本省も「全国でも先駆的な取り組み」として注目視し、1月23日に島田信用金庫本店を訪れ、日頃の活動について、島田信用金庫市川理事長や三浦常勤理事、ハローワーク島田所長等と意見交換を行いました。



意見交換会の様子



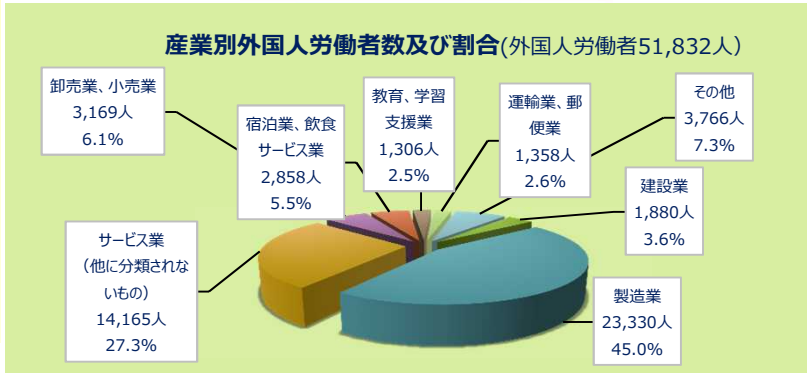
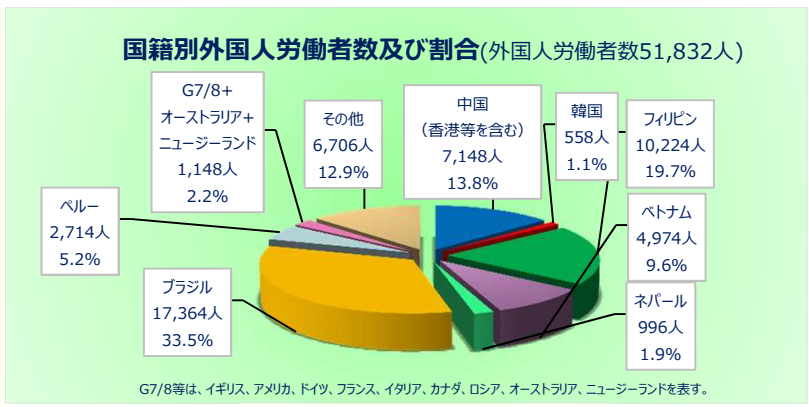
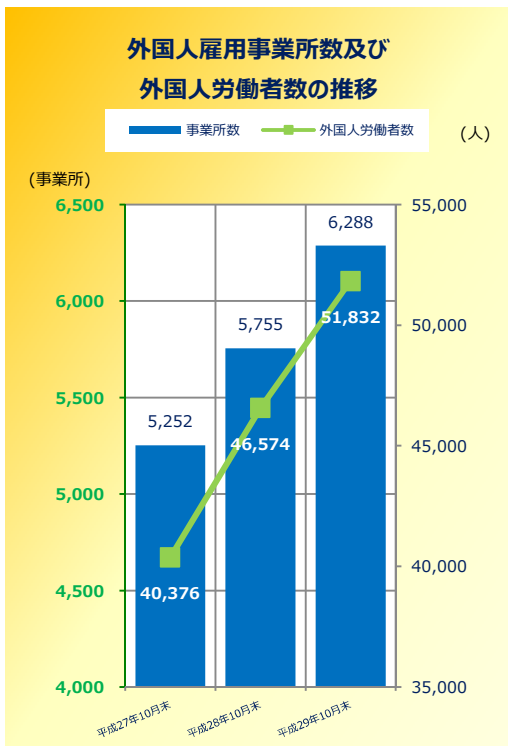
ハローワーク島田では、島田信用金庫から取引事業所を訪問した際に、事業主から「人手が足りず困っている」「活用できる助成金はないか」等、雇用に関わる相談を受けることが多いとの現状を踏まえ島田信用金庫各支店長とハローワーク所長等による同行訪問を実施したり、各支店のATMコーナーへハローワークが発行する求人情報誌の配架、島田信用金庫が島田市等と開設した島田市産業支援センターへハローワークが出張し事業所からの雇用の相談等を受けるなど連携した取組みを行っています。今後も島田信用金庫と協同して「事業所が働き方改革を進めていくことが、人手不足を解消し、結果として島田地域の地方創生につながる取り組みであること」を認識し引き続き連携を強めていきたいと考えています。

静岡県の外国人雇用届出状況（平成29年10月末現在）を公表しました

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数は届出義務化以降、過去最高を更新  
(事業所数は全国8番、外国人労働者数は全国6番)

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを図ることを目的とし、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

平成19年に届出が義務化され、平成20年10月末時点の届出状況から公表しています。



明治の歩みをつなぐ、つたえる

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。政府では、内閣官房副長官を議長とする「「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、①「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」、②「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」、③「明治150年に向けた機運を高めていく施策」の3つを柱として、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて、「明治150年」に向けた機運の醸成を図っています。

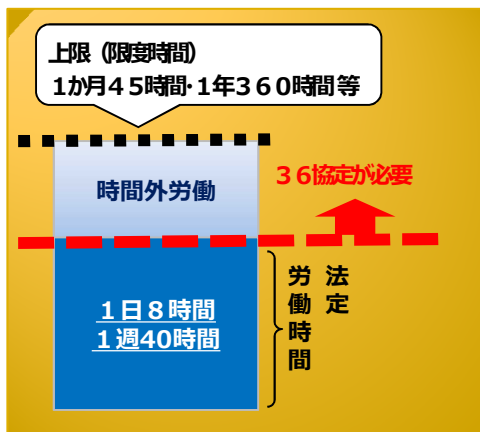
詳しくは以下のホームページを御覧下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>

時間外労働を行うには、(サブロク) 36協定が必要です

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、①労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結②労働基準監督署への届出が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方(※)が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です



(※) 具体的には、①従業員の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合は、その労働組合、②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。(これを「限度時間」と言います。)

\*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。

◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談ください。

平成30年度 労働基準監督官の募集について

総務課  
054-254-6317

「働き方改革」「ブラック企業」「長時間労働の是正」など、働く環境をめぐる社会的な関心が高まっています。

全国には約430万の事業場があり、そこでは約5,200万人の労働者が就労しています。労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、事業主に労働基準関係法令を遵守させることで、働く者の労働条件の確保・向上を目指すほか、悪質な事案に対しては「特別警察職員」として毅然とした態度が求められる、厚生労働省の専門職員(国家公務員)です。

平成30年度試験から採用の仕組みが一部変更となり、労働基準監督官採用試験の最終合格後、合格者が希望する労働局で採用面接を行い、採用後のほとんどの期間は、採用された都道府県労働局管内で勤務してもらうことになりました。皆さんも労働基準監督官として労働者が安心して働ける職場づくりに挑戦してみませんか。

平成30年度の労働基準監督官採用試験のスケジュールは右記のとおりです。



平成29年度 労働行政功労者を表彰いたしました

総務課  
054-254-6317

静岡労働局では、長年に渡り、地方労働行政推進のために多大なる御貢献をいただいた方々に対しまして、厚生労働大臣感謝状の伝達式、静岡労働局長表彰及び静岡労働局長感謝状授与式を平成30年1月9日に開催いたしました。皆様のご功績に心より感謝申し上げます。

(表彰・感謝状別・五十音順、敬称略)

表彰・感謝状の種類	御芳名	職名	表彰・感謝状の種類	御芳名	職名
厚生労働大臣感謝状	秋山 登志子	静岡地方最低賃金審議会委員	静岡労働局長表彰	片桐 耿	静岡労災保険診療費審査・指導委員会委員
	居城 舜子	静岡地方最低賃金審議会委員		八束 満雄	静岡労働局地方労災医員
	川口 良子	静岡地方労働審議会委員		渡辺 幸雄	静岡労災保険診療費審査・指導委員会委員
	小西 一也	静岡地方労働審議会委員	静岡労働局長感謝状	松田 隆広	静岡紛争調整委員会委員
	竹内 礼子	静岡地方最低賃金審議会委員		水崎 智美	静岡紛争調整委員会委員
			村松 尋代	静岡地方労働審議会委員	

～拡充などの主な変更(予定)のご案内～ (平成30年4月1日以降に転換等した場合に提供される予定です)

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化などの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する制度**です。

そのうち4つのコースについて、拡充や整理統合などの内容変更を行う予定です。

1. 正社員化コース

支給要件の追加

追加要件  
(1)

正規雇用等へ転換した際、**転換前の6カ月と転換後の6カ月の賃金(※)**を比較して、**5%以上増額**していること

※賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。  
※所定労働時間が異なる場合は1時間当たりの賃金。

追加要件  
(2)

**有期契約労働者からの転換の場合**、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が**3年以下に限る**こと

2. 人材育成コース

整理統合

人材育成コース



人材開発支援助成金 に統合

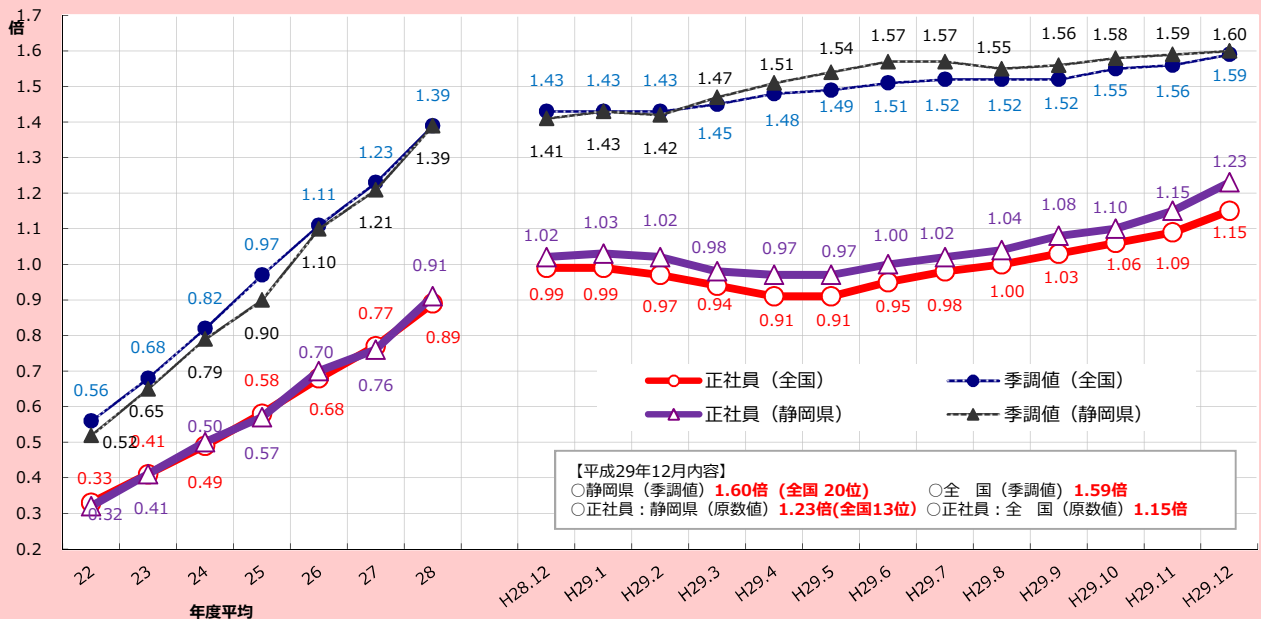
※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

その他のコースも助成額を上乗せする加算措置が拡充されます。  
詳しくは厚生労働省ホームページのキャリアアップ助成金、制度変更箇所にてリーフレットがアップロードされています。  
なお、本省リーフレットに記載の内容は、平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

静岡県有効求人倍率(平成29年12月内容)

職業安定課  
054-271-9950

<雇用情勢の概況> 県内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる



有効求人倍率(季節調整値)は1.60倍となり、前月を0.01ポイント上回った。

	死亡事故災害発生状況		
	H30年		H29年
	1月発生分	累計	累計
製造業	0	0	12
建設業	0	0	4
運輸業	0	0	5
農林業	0	0	2
その他	1	1	9
合計	1	1	32

平成30年1月31日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室  
〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号(静岡地方合同庁舎3階)  
TEL <054>254-6320  
FAX <054>254-6543  
<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>